重要事項説明書

記入年月日	令和５年７月１日
記入者名	藤本訓之
所属・職名	施設長

１ 事業主体概要

名称	(ふりがな)いずみやかぶしきがいしゃ 泉屋株式会社	
主たる事務所の所在地	〒　542-0064 大阪府大阪市中央区上汐２丁目１番５号	
連絡先	電話番号／ＦＡＸ番号	06-6761-2005／06-6765-8248
	メールアドレス	info@izumiya-gr.com
	ホームページアドレス	https://www.izumiya-gr.com
代表者（職名／氏名）	代表取締役　／　泉　浩一	
設立年月日	昭和　51年6月15日	
主な実施事業	仏壇・仏具の販売　墓石の販売・建立施工 葬祭施行 生花販売 サービス付き高齢者向け住宅の運営	

２ 有料老人ホーム事業の概要

（住まいの概要）

名称	(ふりがな)ふぁーすとみやこがおか ファースト都が丘			
届出・登録の区分	高齢者の居住の安定確保に関する法律第５条第１項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録			
有料老人ホームの類型	住宅型			
所在地	〒　573-1165 大阪府枚方市都丘町38番5号			
主な利用交通手段	京阪本線「枚方市駅」下車　京阪バス「関西外大前」バス停より約640m（徒歩約8分）			
連絡先	電話番号／ＦＡＸ番号	072-847-3281／072-847-3285		
	メールアドレス	info@izumiya-gr.com		
	ホームページアドレス	https://www.izumiya-gr.com		
管理者（職名／氏名）	管理者　／　藤本　訓之			
事業開始日／届出受理日又は登録日（登録番号）	平成	21年12月　／	平成	27年2月27日 （枚方市(26)0004）

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	なし			
	賃貸借契約の期間	平成	21年11月18日		～		令和21年11月17日		
	面積	1,275.11 ㎡							
建物	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	なし			
	賃貸借契約の期間	平成	21年11月18日				令和21年11月17日		
	延床面積	1,637,44 ㎡（うちサ高住部分）				1,611.44 ㎡）			
	竣工日	平成	21年11月		用途区分		ｻｰﾋﾞｽ付き高齢者向け住宅		
	耐火構造	耐火建築物	その他の場合：						
	構造	鉄筋コンクリート造	その他の場合：						
	階数	3 階	（地上	3 階、地階	階）				
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性					適合している			
居室の状況	総戸数	47 戸	届出又は登録をした室数				47 室		
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考（部屋タイプ、相部屋の定員数等）
	一般居室個室	○	○	○	○	○	19.5㎡	16	1人部屋
	一般居室個室	○	○	○	○	×	19.5㎡	3	1人部屋
	介護居室個室	○	○	×	×	○	19.5㎡	28	1人部屋
共用施設	共用トイレ	5 ヶ所	うち男女別の対応が可能なトイレ				0 ヶ所		
			うち車椅子等の対応が可能なトイレ				2 ヶ所		
	共用浴室	個室	5 ヶ所		ヶ所				
	共用浴室における介護浴槽		1 ヶ所		ヶ所				
	食堂	1 ヶ所		面積	80.36 ㎡				
	入居者や家族が利用できる調理設備	あり							
	エレベーター	あり（ストレッチャー対応）			1 ヶ所				
	廊下	中廊下	1.8 m	片廊下	m				
	汚物処理室	2 ヶ所							
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
		通報先	1F事務室とPHS	通報先から居室までの到着予定時間			1分		
	その他	ラウンジ、台所、収納							
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備	あり	火災通報設備		あり		
	スプリンクラー	あり	なしの場合（改善予定時期）						
	防火管理者	あり	消防計画	あり	避難訓練の年間回数		2 回		

4 サービスの内容

（全体の方針）

運営に関する方針		地域に開かれた施設として、自治会及びその他の参加を可能な限り、入居者に紹介もしくは連携を持てるよう努める。
サービスの提供内容に関する特色		医療・居宅・介護・看護サービス事業者との密接なる協力・連携をもって自立支援の生活サポートを行う。
サービスの種類		委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	なし	
食事の提供	委託	奈良フードサービス
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	なし	
健康管理の支援（供与）	なし	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		状況把握サービス：毎日１日２回、安否確認：毎日１日２回
サ高住の場合、常駐する者		介護福祉士
健康診断の定期検診	委託	医療法人　光輪会
	提供方法	随時、健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添２（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）
虐待防止		①虐待防止に関する責任者を選定しています。 【施設長：藤本　訓之】 ②成年後見制度の利用を支援します。 ③苦情解決体制を整備します。 ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。 ⑤当該事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
身体的拘束		・身体的拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で１月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録し、経過観察を行います。家族等へ説明を行い、同意をいただきます。（継続して行う場合は概ね１月毎行います。） ２週間に１回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討します。 １月に１回以上、身体的拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組みます。 ・身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。 ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。 ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。 ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
非常災害対策		①事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。 非常災害対策に関する担当者（防火管理者） 職・氏名：（施設長　藤本　訓之　） ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。 ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期：（毎年２回　　４月・１２月）

（併設している高齢者居宅生活支援事業者）

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	（ふりがな）
主たる事務所の所在地	
事業者名	（ふりがな）
併設内容	

（連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者）

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	（ふりがな）　いりょうほうじんこうりんかい 医療法人　光輪会
主たる事務所の所在地	〒531-0071 大阪市北区中津３－２９－３５オーブラン中津２０５号
事業者名	（ふりがな）　いりょうほうじんこうりんかい 医療法人　光輪会
連携内容	施設内における定期健康相談、往診、入退院についての相談・指導等の医療協力

（医療連携の内容）※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助	
	その他の場合：	
協力医療機関	名称	医療法人　光輪会
	住所	〒531-0071 大阪市北区中津３－２９－３５オーブラン中津２０５号
	診療科目	精神科・内科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：
	名称	
	住所	
	診療科目	
	協力内容	
		その他の場合：
協力歯科医療機関	名称	
	住所	
	協力内容	
		その他の場合：

（入居後に居室を住み替える場合）【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		介護居室へ移る場合		
		その他の場合：		
判断基準の内容		常時介護が必要となった場合に、一般居室から介護居室への住み替えを求める場合があります。		
手続の内容		①ホームが指定する医師の意見を聴く。 ②概ね3ヶ月間の観察期間を置く。 ③本人・身元引受人の同意を得る。		
追加的費用の有無		なし	追加費用	
居室利用権の取扱い		住み替え後の居室に移行		
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	なし	変更の内容	
	便所の変更	なし	変更の内容	
	浴室の変更	あり	変更の内容	共用浴室でのご利用可
	洗面所の変更	なし	変更の内容	
	台所の変更	あり	変更の内容	共用台所のご利用可
	その他の変更	なし	変更の内容	

（入居に関する要件）

入居対象となる者	自立、要支援、要介護		
留意事項	・入居時概ね６５歳以上　・病状によっては医療対応不可の場合があるので要相談		
契約の解除の内容	①入居者が死亡した場合　②入居者、又は事業者から解約した場合		
事業主体から解約を求める場合	解約条項 ・賃料等の支払いを２ヶ月以上滞納した場合 ・借主の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用を支払わない場合 ・居住のみの使用目的に違反したとき ・下記の許可が必要な事項のいずれか一に違反したとき ①無許可で金庫、ピアノ等重量物の搬入据付け等をしたとき ②無許可で本物件またはその造作を改造、除去、変更するなど原状を変更したとき ③無許可で階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を提示したとき ・下記の禁止事項のいずれか一に違反したとき ① 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること ② 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること ③本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる宴会、大音量でのテレビ、ステレオ等の操作などの行為を行なうこと ④ 本物件において犬、猫等のペットの飼育をすること ⑤ 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する物品等を製造又は保管すること ⑥ 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと ⑦法令上の禁止薬物の持ち込み及び、その他一般法令に違反すること ・書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させ、または第三者の名義を表示したとき ・ 反社会的集団（暴力団、過激な集団等）の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき ・特別の事由なく貸主に通知せずに本物件を1ヶ月以上使用しないとき ・共同生活の秩序を乱す行為があったとき ・他の入居者、従業者および同一の建物を利用するもの等の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、これを防止することができないとき ・他の入居者、従業者および同一の建物を利用するもの等に対するハラスメントにより、信頼関係が著しく害された場合 ・その他建物賃貸借契約書に関し重大な義務違反があったとき		
	解約予告期間	3ヶ月	
入居者からの解約予告期間	１ ヶ月		
体験入居	あり	内容	空室がある場合 1泊食事付6,600円（税込）
入居定員	44 人		
その他	身元引受人が設定できない場合は要相談		

5 職員体制

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			兼務している職種名及び人数
	合計			
		常勤	非常勤	
施設長	1	1		生活相談員1名
生活相談員	7	7		施設長1名
直接処遇職員				
管理者				
介護職員				
看護職員				
機能訓練指導員				
計画作成担当者				
栄養士				
調理員（委託:奈良ﾌｰﾄﾞｻｰﾋﾞｽ）	4		4	
事務員				
その他職員				

（資格を有している介護職員の人数）

	合計			備考
		常勤	非常勤	

（資格を有している機能訓練指導員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師			
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			

（夜勤を行う看護・介護職員等の人数）

夜勤帯の設定時間（ 22時～ 翌6時）		
	平均人数	最少時人数（宿直者・休憩者等を除く）
看護職員	人	人
介護職員	人	人
生活相談員	1 人	1 人
	人	人

（職員の状況）

管理者	他の職務との兼務			あり
	業務に係る資格等	あり	資格等の名称	介護福祉士　介護支援専門員

		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度１年間の採用者数						7					
前年度１年間の退職者数						2					
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	１年未満					3					
	１年以上３年未満					3					
	３年以上５年未満					0					
	５年以上１０年未満					1					
	１０年以上					1					

備考	生活相談員/常勤/１年以上３年未満の1名は委託契約者
従業者の健康診断の実施状況	あり

６ 利用料金

（利用料金の支払い方法）

居住の権利形態	建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式	月払い方式	
	選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	なし	
	内容：	
利用料金の改定	条件	物価変動・人件費上昇により、改訂する場合がある。
	手続き	利用料金を改定しようとする３ヶ月前に入居者様並びにご家族様に通知する。

（代表的な利用料金のプラン）

		プラン１	プラン２
入居者の状況	要介護度	自立・要支援	要支援・要介護
	年齢	概ね65歳以上	概ね65歳以上
居室の状況	部屋タイプ	一般居室個室	介護居室個室
	床面積	19.5㎡	19.5㎡
	トイレ	あり	あり
	洗面	あり	あり
	浴室	あり	なし
	台所	あり	なし
	収納	あり	あり
入居時点で必要な費用	前払金（家賃、介護サービス費等）	家賃・共益費・生活相談ｻｰﾋﾞｽ費：入居月（日割り計算）及び翌月家賃・共益費・生活相談ｻｰﾋﾞｽ費	家賃・共益費・生活相談ｻｰﾋﾞｽ費：入居月（日割り計算）及び翌月家賃・共益費・生活相談ｻｰﾋﾞｽ費
月額費用の合計		160,900円	155,400円
家賃		80,000円	75,000円
保険外※サービス費用（介護	食費	48,600円	48,600円
	共益費	17,000円	16,500円
	状況把握及び生活相談サービス費	15,300円	15,300円

備考　※有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない。）
上記表示金額は、消費税（込・別）の表記です。

（利用料金の算定根拠等）

家賃	建物の賃貸料、設備備品費、借入利息等を基礎として、1室あたりの家賃を算出	
敷金	なし	
	解約時の対応	
前払金		
食費	１日３食を提供するための費用	
共益費	共用施設の維持管理・修繕費	
状況把握及び生活相談サービス費	状況把握サービス（安否確認、緊急通報への対応）・生活相談サービス（一般的な相談・助言、専門家や専門機関の紹介）	
光熱水費	水道代：3階2000円，2階1500円，1階1500円 電気代：実費	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添２	
その他のサービス利用料		

（前払金の受領）※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間（償却年月数）		
償却の開始日		
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		
初期償却率（%）		
返還金の算定方法	入居後３月以内の契約終了	
	入居後３月を超えた契約終了	
前払金の保全先		

7 入居者の状況

（入居者の人数）

年齢別	６５歳未満	1 人
	６５歳以上７５歳未満	4 人
	７５歳以上８５歳未満	8 人
	８５歳以上	18 人
要介護度別	自立	1 人
	要支援１	2 人
	要支援２	2 人
	要介護１	5 人
	要介護２	4 人
	要介護３	9 人
	要介護４	4 人
	要介護５	4 人
入居期間別	６か月未満	3 人
	６か月以上１年未満	4 人
	１年以上５年未満	17 人
	５年以上１０年未満	2 人
	１０年以上	5 人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		1 人 ／ 0 人
入居者数		31 人

（入居者の属性）

性別	男性	14 人		女性	17 人
男女比率	男性	45 %		女性	55 %
入居率	70 %	平均年齢	85 歳	平均要介護度	2.58

退去先別の人数	自宅等	人
	社会福祉施設	1 人
	医療機関	1 人
	死亡者	6 人
	その他	人
生前解約の状況	施設側の申し出	人
		（解約事由の例）
	入居者側の申し出	2 人
		（解約事由の例） 他施設入所 長期入院

８ 苦情・事故・虐待等に関する体制

（利用者からの苦情・事故・虐待等に対する窓口等の状況）

窓口の名称（設置者）		泉屋株式会社
電話番号　／　ＦＡＸ		06-6761-2005　／　06-6765-8248
対応している時間	平日	9：00～18：00
	土曜	9：00～18：00
	日曜・祝日	9：00～18：00
定休日		なし
窓口の名称(苦情)		枚方市都市整備部住宅まちづくり課
電話番号　／　ＦＡＸ		072-841-1478　／　072-841-5101
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日祝日・年末年始
窓口の名称(苦情・事故)		枚方市健康福祉部福祉指導監査課
電話番号　／　ＦＡＸ		072-841-1468　／　072-841-1322
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日祝日・年末年始
窓口の名称（虐待の場合）		枚方市健康福祉部福祉事務所（健康福祉総合相談課）
電話番号　／　ＦＡＸ		072-841-1401　／　072-841-5711
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日祝日・年末年始

（サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応）

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	損保ジャパン日本興亜株式会社
	加入内容	総合賠償保険
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故対応マニュアルに基づく	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

（利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等）

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合		入居者アンケート
			実施日	令和４年８月（１年に１回）
			結果の開示	なし
				開示の方法
第三者による評価の実施状況	あり	ありの場合		
			実施日	平成
			評価機関名称	
			結果の開示	
				開示の方法　HPで公表

９ 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付
重要事項説明書の雛形	入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針の適用外のため公開しない
財務諸表の要旨	枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針の適用外のため公開しない
財務諸表の原本	枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針の適用外のため公開しない

10 その他

<table>
<tr><td rowspan="3">運営懇談会</td><td rowspan="3">なし</td><td colspan="2">ありの場合</td></tr>
<tr><td>開催頻度</td><td>年　　回</td></tr>
<tr><td>構成員</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>なしの場合の代替措置の内容</td><td>入居者が少ないため、代替措置として定期的に開催しているイベントに家族様も参加していただき意見交換の場を作っている。</td></tr>
<tr><td>提携ホームへの移行</td><td>なし</td><td>ありの場合の提携ホーム名</td><td></td></tr>
<tr><td>個人情報の保護</td><td colspan="3">・入居者の名簿及びサービスの帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」並びに、枚方市個人情報保護条例に関する定めを遵守する。
・事業者及び職員は、サービス提供をするうえで知りえた入居者及び家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、サービス提供契約完了後においても、上記の秘密を保持する。
・事業者は、職員の退職後も上記の秘密を保持する雇用契約とする。
・事業者は、サービス担当者会議等において入居者及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得る</td></tr>
<tr><td>緊急時等における対応方法</td><td colspan="3">・事故・災害及び急病・負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係機関へ迅速に連絡を行い適切に対応する。（緊急連絡体制・事故対応マニュアル等に基づく）
例）
・病気、発熱（37度以上）、事故（骨折・縫合等）が発生した場合、連絡先（入居者が指定した者：家族・後見人）及びどのレベルで連絡するのかを確認する。
・連絡が取れない場合の連絡先及び対応についても確認する。
・関係行政庁へ報告が必要な事故報告は速やかに報告する。
・賠償すべき問題が発生した場合、速やかに対応する。</td></tr>
<tr><td>大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性</td><td>適合</td><td>不適合の場合の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項</td><td colspan="2">枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針適用外</td></tr>
<tr><td colspan="2">合致しない事項がある場合の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">「７．既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>代替措置等の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合致しない事項がある場合の入居者への説明</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">上記項目以外で合致しない事項</td><td colspan="2">あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">合致しない事項の内容</td><td colspan="2">運営懇談会の設置なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">代替措置等の内容</td><td colspan="2">定期的に開催するイベントに家族様も参加していただき意見交換の場を作る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">合致しない事項がある場合の入居者への説明</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

添付書類：別添１（事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス）

別添２（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）

上記の重要事項説明書の内容について、「枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針」の規定に基づき、入居者、入居者代理人に説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

法　人　名	：	泉屋株式会社
代表者氏名	：	代表取締役　泉　浩一　　印
事 業 所 名	：	ファースト都が丘
説明者氏名	：	印

上記の重要事項の内容、並びに介護サービス、医療サービス等、その他のサービスの提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

（入居者）

住　　所	：	
氏　　名	：	印

（入居者代理人）

住　　所	：	
氏　　名	：	印

（別添1）事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
＜地域密着型サービス＞			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	なし		
＜居宅介護予防サービス＞			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
＜第１号事業＞			
予防訪問事業	なし		
予防通所事業	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
＜介護保険施設＞			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

（別添2）

有料老人ホーム･サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		個別の利用料で実施するサービス		備　　考
			料金（税込）	
介護サービス	食事介助	なし		
	排せつ介助・おむつ交換	なし		
	おむつ代	なし		
	入浴（一般浴）　介助・清拭	なし		
	特浴介助	なし		
	身辺介助（移動・着替え等）	なし		
	機能訓練	なし		
	通院介助	なし		
生活サービス	居室清掃	なし		
	リネン交換	なし		
	日常の洗濯	あり	掛けｶﾊﾞｰ　110円/1枚 敷ｼｰﾂ　99円/1枚 ﾋﾟﾛｰｹｰｽ　44円/1枚	外部からのﾘﾈﾝ交換（寝具のみ）
	居室配膳・下膳	あり	105円／1回	
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし		
	おやつ	なし		
	理美容師による理美容サービス	あり	ｶｯﾄ　2,300円　特ｶｯﾄ　2,800円 ﾊﾟｰﾏ　5,000円　ｶﾗｰ5,000円 ｼｬﾝﾌﾟｰ1,100円　顔そり　800円 顔そりのみ　1100円	外部からの訪問理美容
	買い物代行	なし		
	役所手続代行	なし		
	金銭・貯金管理	なし		
健康管理サービス	定期健康診断	なし		
	健康相談	あり	月額費に含む	
	生活指導・栄養指導	なし		
	服薬支援	なし		
	生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし		
入退院のサービス	移送サービス	なし		
	入退院時の同行	あり	無料	
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし		
	入院中の見舞い訪問	あり	無料	